

## 街頭検査実施結果について

日時	実施場所	参加者	摘要		
4月11日(木) 13:30~16:00	中央高速甲府昭和IC	運輸支局 独立検査法人 軽自動車検査協会 甲府南支部 振興会	3名 1名 1名 5名 2名	総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭注意 車検切れ	118台 13台 1台 12台 0台

## 【主な不適合箇所】

整備命令 回転部分の突出、窓ガラスにステッカー貼付など  
 口頭注意 制動灯不点灯など

※ 甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

## 点検整備啓発活動が実施されました

4月6日～15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施され、この運動の一環として山梨県警察本部高速道路交通警察隊等により街頭指導所が開設され、山梨運輸支局、振興会も点検整備の促進等を図るため、街頭指導所において点検整備啓発活動を実施し、点検整備促進チラシ等の配布を行いました。

日 時 4月10日（水） 10：00～11：00  
 場 所 中央自動車道下り線 談合坂サービスエリア内  
 参加者 山梨運輸支局 3名 振興会 2名

## 平成25年度マイカ一点検キャンペーンスローガンの決定について

標記キャンペーンのスローガンの募集につきましては、全国から4,500通の応募があり、厳選なる審査を行った結果、下記のスローガンが平成25年度のキャンペーンスローガンとして決定しましたので、取り急ぎお知らせいたします。

《スローガン》

『大丈夫！ 済ませてあるよ マイカ一点検』

## 平成25年度関東ブロック共同広報のお知らせ

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨各振興会）では、昭和61年度より共同広報を実施しており、平成25年度の関東ブロック共同広報は、タレントの関根勤さんをイメージキャラクターとして、整備業界のイメージアップと点検整備促進のラジオCMなどを実施します。

今年度のCMコピーは「故障の実況篇」「信頼できる整備工場へ篇」「台無し篇」「日課篇」「一年に一度篇」の5タイプで、ラジオCMによる広報活動は、山梨放送・FM富士（9月～11月）で放送予定です。

会員の皆様には、関東ブロック連絡協議会で共同作成したチラシ「車検・点検整備はAMSマークの整備工場へ」を配布致しますので、点検整備推進・入庫促進にご活用をお願いします。



## 『不正改造車を排除する運動』について

—6月1日～6月30日の1ヶ月間は「不正改造車排除強化月間」—

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省通達をお知らせ致します。平成25年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえご協力をお願いします。

なお、本運動のポスターと不正改造車排除マニュアルを会員の皆様に配布いたしますのでご活用下さい。

### 「不正改造車を排除する運動」実施要領（抜粋）

#### 【目的】

我が国の自動車保有台数は、平成24年12月末現在で7,996万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は4,411人と12年連続して減少しており、負傷者数も82万人と8年連続で減少しているが警察庁の目標は平成27年までに死傷者数70万人以下であり、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなつても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

#### 【実施期間】

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成25年6月1日（土）から6月30日（日）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

#### 【実施事項】

##### 1. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け

- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油燃料の使用

## 2. 自動車整備事業者における実施事項

(「不正改造車排除マニュアル」P5参照)

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し、不正改造車の排除に努める。

- (1) 適正な整備・改造の推進
- (2) 従業員に対する指導等
- (3) 自主点検の実施
- (4) 不正改造車に関する情報等の提供



## 『ディーゼルクリーンキャンペーン』について

### — 6月1日～6月30日の1ヶ月間は重点実施期間 —

標記キャンペーンを昨年度と同様に、6月の「不正改造車排除強化月間」及び秋に予定している「自動車点検整備推進運動強化月間」期間中の10月を重点実施期間として実施する旨、国土交通省より通達がありましたのでお知らせします。

下記自動車整備業者における実施内容について、会員各位の積極的な取り組みをお願い致します。

### ディーゼルクリーンキャンペーン実施要領（抜粋）

#### 【目的】

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

このように状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定された。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められている。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されている。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められている。

さらには、平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するため、DPF（黒煙除去フィルタ）を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行が多くなった場合や手動再生を実施しない場合等において、PM（粒子状物質）がDPFにたまり、PMを除去するためのアイドリング時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを掲載した車両を適切に使用することが重要である。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠である。

このような状況を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

#### 【重点実施期間】

##### 1. 「不正改造車排除強化月間」

（平成25年6月1日（土）から6月30日（日）までの1か月間）

##### 2. 「自動車点検整備推進運動強化月間期間中（秋季実施予定）

（平成25年10月1日（火）から10月31日（木）までの1か月間）

#### 【自動車整備業者における実施内容】

##### ①入庫車両の点検の実施

ディーゼル車が入庫した際に、ユーザーにエアークリーナーが汚れたり詰まつたりしていると黒煙発生の原因となることや定期点検の必要性を説明するとともに、ユーザーの理解を得ながら燃料噴射ポンプの封印チェックを行う。（電子制御式ガバナ付きの燃料噴射ポンプは除く）

## 教育実習棟増築・改修工事のお知らせ

4月8日(月)、正副会長、常任理事が出席し教育実習棟増改築工事地鎮祭が挙行され、増改築工事が始まりました。

工事期間中（4月～9月）は、会員の皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

工事行程表【概略】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
教室壁等改修 物置移設、新設					
	既存棟 (講師資料室間仕切り等)				
		実習増築棟 (基礎工事) (建屋工事)			
					外構舗装工事 三次処理槽改修工事

## 各種研修・講習会のお知らせ

### 1. 自動車基礎電気講習会 (STEP UP 1)

自動車の電気回路についての講習会です。

システム回路図などを読みながら電気の基礎を再確認しましょう。

- ◇受付期間 **5月1日（水）～6月14日（金）**
- ◇講習日時 6月19日（水）9：30～16：00
- ◇講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇担当講師 振興会講師
- ◇講習内容 電位、電流、電圧、抵抗に関する理解  
システム回路図、配線図の理解
- ◇持 ち 物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇定 員 10名（定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇受 講 料 2,000円（資料代含む）  
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)

## 2. 自動車ボディ電装講習会 (STEP UP2)

自動車のボディ関係の電気回路についての講習会です。

システム回路図などを読みながら、実習車の作動確認及び故障探求をしてみましょう。

◇受付期間 **5月1日（水）～7月19日（金）**

◇講習日時 7月24日（水）9：30～16：00

◇講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 ディーラートレーナー、振興会講師

◇講習内容 配線図、システム回路図、艤装図の理解

実習車を用いて

- ・灯火関係故障探究
- ・パワーウィンドウ関係故障探究
- ・ドアミラー関係故障探究
- ・その他

**【注意 回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】**

◇持 ち 物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具

◇定 員 **10名（定員になり次第締切とさせて頂きます）**

◇受 講 料 3,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

## 3. 小型ジーゼル車整備基礎講習会

点火装置を持たないジーゼル車整備に関し、多くの事業場で点検整備されている所ではあります  
が、過酷に使用され走行距離が延びる車両などは、確実な点検整備がトラブル回避の大きなポイントと  
なります。現在ジーゼルエンジンに主流となっているコモンレールに関しても、従来の燃料シ  
ステム以上の圧力で作動しているため、整備には細心の注意が必要となり、また故障診断システム  
もOBDを多用されるようになりました。

日頃ジーゼルエンジン整備を専門に行っている大型ディーラーに協力を依頼し、2t程の小型ト  
ラックを用いて整備基礎講習を実施いたしますので、多くの方の参加をお待ちしています。

◇受付期間 **5月1日（水）～6月28日（金）**

◇講習日時 7月10日（水）9：30～16：00

◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 大型ディーラートレーナー

◇実習車両 2tクラスのトラック

◇講習内容 午前 各社基本整備内容学科講習

午後 ジーゼル車基本整備方法実習

- ・ フューエルフィルター交換要領
- ・ コモンレール関係整備要領
- ・ 自己診断表示及び消去方法
- ・ その他

◇定 員 **30名**

◇受 講 料 5,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

#### 4. スキャンツール基本研修会

スキャンツール活用事業場認定要件の一つの、応用研修の受講条件である基本研修を開催します。

- ◇ 受講条件 三級自動車整備士以上でスキャンツール使用未経験者
- ◇ 受付期間 **5月7月（火）～5月31日（金）**
- ◇ 講習日時 6月12日（水）9：30～16：00
- ◇ 講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 技術講習所講師
- ◇ 講習内容 スキャンツール（日立HDM3000・デンソーDST-2、DST-i）を使い、機器の取扱い方法と実車での簡易な故障探求  
(以前行いました外部診断機等取扱講習と同じ内容です)
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 定員 **20名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇ 受講料 4,000円（資料代含む）

次回**8月14日（水）**

#### 5. スキャンツール応用研修会

スキャンツール活用事業場認定要件である、標記講習会を下記により開催します。

- ◇受付期間 **5月1日（水）～6月28日（金）**
- ◇講習日時 7月17日（水）9：30～16：30
- ◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇対象者
  - (1) スキャンツール基本研修（外部診断機取扱等講習）修了者
  - (2) H13～15年度の三年間のいずれかの整備主任者研修においてスキャンツールを使用した研修を受講した者。
  - (3) 振興会の行ったスキャンツール研修のうち、上記整備主任者研修の内容と同等以上（研修時間は問わない）の研修を受講した者
  - (4) スキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した（する）整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、研修時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した者。
- ◇講師 ディーラートレーナー、振興会講師
- ◇講習内容
  - (学科)
    - 1. スキャンツールの機能（再確認）
    - 2. FAINESからのデータ取得
    - 3. エンジン電子制御システムの各構成要素の仕組み
      - ・自己診断と空燃比制御
  - (実習)
    - 1. スキャンツール操作方法
    - 2. 正常時データの収集
    - 3. 正常時と異常時のデータ比較による故障診断
- ◇定員 **20人**
- ◇受講料 5,000円（資料代含む）

次回**11月13日（水）**

## 6. 圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

- ◇受付期間 4月1日（月）～6月14日（金）  
◇講習日時 6月24日（月）9：30～17：00  
◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会  
◇対象者  
（1）整備主任者  
（2）自動車検査員  
（3）整備管理者又は整備管理者に準ずる者  
（4）CNG自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者  
（5）その他受講を希望する者  
◇受講料 8,000円（テキスト代含む）

### 【使用テキスト】

- ・CNG自動車 構造取扱基準及び解説 4,200円

## 7. 普通救命講習会

### もしもの時に、知っておきたい「応急手当」

もしも、あなたの身近な人が、あなたの目の前で急に倒れ、呼吸が停止してしまったらどうします？

もしも、あなたが戸外で倒れている人を発見し、呼吸が止まっていた状態だったらどうします？

救急車を呼んで、そのままなにもせず到着するまで待っていますか？

「命が助かる」、「命が助からない」は、その時の適切な判断と行動で左右されてしまいます。

万が一の時、適切に行動できるよう、この講習会で「救命救急」を体得いたしましょう。

笛吹市消防本部の協力により救命救急の実習を主体に行ういます。

- ◇受付期間 4月22日（月）～5月24日（金）  
◇講習日時 6月7日（金）9：00～12：00  
※会場集合8：55までにご着席下さい。  
◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター 大講堂  
◇担当講師 笛吹市消防本部 担当者  
◇定員 40～50名  
◇受講料 無料

講習終了後、笛吹市消防本部より「普通救命講習修了証」が交付されます。

※注意※ 本講習は、国家資格である「救急救命士」取得のための講習ではありません。

応急手当に関する、技能を修得するための講習です。

概ね3～4年を経過したら「新たな技能習得のため再講習を受けることが望ましい」と言われています。

※（先月号で講習日を6月5日（水）でご案内いたしましたが、諸事情により上記日程に変更させて頂きます。）

## 8. 低圧電気取扱特別講習会

(ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

**労働安全衛生法第6章 労働者の就業に当たっての措置**

**安全衛生教育 第59条の趣旨に基づき標記講習を行います。**

**事業主の皆様へ（低圧電気取扱いに関して）**

「整備士に50V以上の電圧が掛かる充電回路を整備させるには**労働安全衛生法の特別教育**を受けさせることが法令で義務付けられています。

プリウスは最大 約650V、インサイトは最大約100V、i-MiEVは最大約300V、  
フーガ、リーフは最大約400Vの電圧です。

事業者の義務として法令遵守で整備士に安全特別教育を積極的に受けさせてください。

◇受付期間 **4月22日（月）～5月24日（金）**

◇講習日時 **6月7日（金）13：00～19：00**

◇講習会場 **（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター 大講堂 実習場**

◇担当講師 **技術講習所講師 ディーラートレーナー**

◇講習内容（講習内容をご確認の上、お申込み下さい）

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 電気の基礎、電気回路の点検        | 学科 |
| 2. 電気の安全に必要な基礎知識        | 学科 |
| 3. 関係法令と低圧電気取扱い         | 学科 |
| 4. ハイブリッド車作業上の心得と注意     | 学科 |
| 5. ハイブリッド車の整備           | 実習 |
| 6. 試問（70%以上合格）・解説・修了証授与 |    |

◇持ち物 **筆記用具、電卓**

◇定員 **30名**

◇受講料 **6,300円（テキスト代含む）**

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

### 【使用テキスト】

・新版 低圧電気取扱安全必携 **630円**

・電気の基礎知識

電気の安全に必要な基礎知識ハイブリッド車概要 **1,050円**

※（先月号で講習日を6月5日（水）でご案内いたしましたが、諸事情により上記日程に  
変更させて頂きます。）

### ご注意

受講希望の方は、同日午前に行なわれる消防署「普通救命講習」を受講して下さい。

既に、消防署「普通救命講習」または、「上級救命講習」を受講済みの方は、申込み時に消防署「救命講習」修了証のコピーを提出して下さい。

講習修了証書を授与し、受講証明も行いますので整備士手帳をお持ち下さい。

## 9. 平成25年度第1回自動車検査員教習

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

◇受付期間 **5月13日（月）～5月17日（金）まで**

◇教習日程 6月下旬～7月初旬（4日間）予定 9:00～17:00

◇試問日 7月9日（火）

◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

（1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者

（2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者

（3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者

なお、直近の整備主任者研修（平成24年10月実施）を受講していること。

（4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者

◇教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会

◇申請書類 ①申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）

振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。

②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付

③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）

④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

◇資料代 19,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成23年度第2回、平成24年度第1回・2回の教習を受講された方で、今回

試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

## 10. 自動車検査員教習特別講習会

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。合格率アップを目的とした勉強会です。自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

◇受付期間 **5月13日（月）～5月31日（金）**

◇日程 7月初旬（3日間）予定 9:00～17:00

◇会場 （一社）山梨県自動車整備振興会

◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部

（検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。）

◇受講料 9,000円

## 各種研修・講習申込方法

申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。  
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

# スキャンツール活用事業場認定制度 「コンピュータ・システム診断認定店」 がスタートします。

ユーザーの信頼を獲得することを目的にスキャンツールを活用して、整備作業及び診断作業の効率化を図るとともに、自動車の電子制御装置の機能診断が実施できる整備事業場を認定する制度です。

認定に当たり以下の条件が必要となります。

- 1) スキャンツール基本並びに応用研修受講済者又は1級自動車整備士が在籍  
(スキャンツール基本研修とは、スキャンツール未経験者に対する研修)

\*スキャンツール基本研修免除に関して

- ・過去に振興会に於いて既に同程度若しくは、それ以上の内容の研修を修了した者は、その後のスキャンツール使用の経験も積み、十分知見を有していると判断できることから、基本研修を免除します。
- ・H13年度、14年度、15年度の三年間のいずれかの整備主任者研修においてスキャンツールを使用した研修を受講した方。
- ・振興会の行ったスキャンツール研修のうち、上記整備主任者研修の内容と同等以上（研修時間は問わない）の研修を受講した方。なお、当該スキャンツール研修はその後のスキャンツール習熟度合いを加味して、研修時間が6時間に満たないものであってもこれを認めます。
- ・以下1～9に係るスキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した（する）整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、研修時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した方。

【研修実施団体名称（研修主催者名称）】

1. (株)損保ジャパン代理店サポート ((株)損保ジャパンまたはAIRジャパン)
2. 日本興亜損害保険(株) (日本興亜損害保険(株))
3. エーシー企画(株) (三井住友海上火災保険(株)またはアドバンスクラブ)
4. (株)あいおいニッセイ同和自動車研究所 (あいおいニッセイ同和損害保険(株)又は(株)あいおいニッセイ同和自動車研究所)
5. 東京海上日動オートサポートセンター (東京海上日動火災保険(株))
6. (株)デンソーセールス「スキャンツール活用基本研修コース」
7. (株)日立オートパーツ＆サービス「HDM・5ガステスタの活用講座」及び「診断サポートシステム活用講座」ただし、両講座を共に受講されていること。  
「PitCom 基本講座」受講済者

8. ロータストラックネット
9. (株)インターサポート

上記各研修実施団体から発行される受講証明書の写しを添付して頂ければ、内容確認の上、基本研修受講済とさせていただきます。

\*スキャンツール応用研修について

スキャンツールの各種機能を用いて故障探究を行う研修

本年度3回実施予定 5月15日(水)、7月17日(水)、11月13日(水)

2) スキャンツール所有

J-OBDⅡ対応、DTC読み取り・消去、作業サポート、データモニタ、フリーズフレームデータアクティブテストの機能を有する物コードリーダーは不可となります。  
ただし、複数台所有し上記条件を全て満たせば結構です。

3) FAINES通常会員であること

なお、認定を受けた事業者は、点検・整備の取引に際し、顧客に対しスキャンツールによる診断結果について説明し、かつ可能な限り診断結果の印刷物を提供して頂く必要がありますので、ご理解の上申請をお願いいたします。

(認定ツールのご案内)



スキャンツール活用事業場認定看板  
(サイズ: W600×H498mm)  
4,550円(税込)



スキャンツール活用事業場認定のぼり  
(サイズ: W600×H1,800mm)  
2,000円(税込) 2枚入り  
(竿については別途必要)



スキャンツール活用事業場認定卓上盾  
(サイズ: W180×H240mm)  
3,000円(税込)

# FAINES新規入会キャンペーン

全国の振興会会員を対象として、新規にFAINESへ入会する際に、入会金の割引キャンペーンを期間限定で実施します。キャンペーンの詳細は以下の通りとなります。

## (1) キャンペーン内容

入会金12,000円 → 7,000円 【5,000円割引】  
※新規入会の事業者限定となります。(会員外及び再入会は対象外)

## (2) 対象期間

平成25年6月1日(土)～平成26年1月31日(金)

※所属振興会での入会登録が上記期間の場合に適用となります。

### お支払は、安心・便利な口座振替！

- サービス料金は、ご指定の金融機関の口座からの自動引き落しとなります。
- 通常の振替月は、5月(1~3月)、8月(4~6月)、11月(7~9月)、2月(前年10~12月)の年4回の実施となります。  
(振替日は振替月の6日)



### FAINESで出来る事

- メーカーの整備マニュアルが直接閲覧できます (旧型車については掲載されていないものもあり)
- スキャンツールを活用した診断ができる (正常車両からのデータ掲載 日立、デンソー)
- 故障整備事例＆アドバイス情報を入手できる (実体験を元にした故障現象の原因と整備内容)
- 正しく透明性のある料金計算ができる (自動車整備作業点数表)
- サービスデータが手軽に確認できる (国産&輸入自動車各車種の主要諸元値、点検基準値)
- 技術情報が確認できる (新型車の解説、点検方法、整備作業上のポイント)
- タイミング・ベルト交換要領が入手できる (エンジン型式別の交換要領)
- 整備主任者研修用資料が閲覧できる (過去分の資料)
- 電子燃料噴射装置故障探究マニュアル (主要車種のエンジン回路図、自己診断方法等)
- リコール情報がいち早く入手できる (型式や届出番号から検索)
- その他の情報 (関係官庁や関連団体、自動車メーカー等から発信された情報等)

以上が、毎月1,000円(税別)の会費ですべて見放題！

## 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 16

### ケースその1

#### 【相談】

内容：代車の燃料入替費用を工場に支払って貰いたい

- ・車名：乗用車 ・登録年月：平成21年 ・走行距離：不明
- ・約3年前、5年リースで新車購入。
- ・今月初め、仕事中にエンジン回転が上がりなくなりエンストする。
- ・10分程様子をみてエンジンをかけたところ、エンジンはかかった。当日、購入先工場に行き、リース契約の点検を兼ねてエンストの修理を依頼する。
- ・車は預かり（4日間位）となり、代車で帰社する。
- ・代車はディーゼル車（購入車はガソリン車）で、それに気付かずガソリンスタンドで給油（ガソリン5L）する。その後、再度給油（ガソリン10L）し、エンジンをかけたらかからず、運転席の黄色い警告ランプが点灯する。
- ・その場で当該工場に引取依頼をするが、多忙及びスタッフ不足で直ぐに対応できない回答であり、ガソリンスタンドで確認してもらった所、燃料入れ違いが分かり、入替を行い、費用5,000円を支払う。
- ・ポンプ故障もリコールではないか？関係機関に申し出る。
- ・今回の件で店長及び営業担当者の対応が悪い。10月6日修理完了納車となるが、ポンプ故障交換のみの説明。燃料入替費用5,000円を支払って貰いたい。代車貸出時、燃料についての説明もなし。

#### 【対応】

- ・本社担当者に相談内容を説明し、店舗担当者に状況確認後、連絡を依頼する。
- ・代車貸出時、燃料説明の件については心情的には理解できるが自身の確認も必要ではないか。
- ・ポンプリコールについては、数台の不良ではリコールとして扱われることは無いと思われ、メーカー側が情報を把握していればきちんと対応する旨を説明。
- ・相談に関する件について、故障原因等をよく説明するよう指導する。

### ケースその2

#### 【相談】

内容：立証に必要な書類を入手したいので相談にのって欲しい

- ・車名：軽乗用車 ・登録年月：平成23年10月 ・走行距離：300km
- 裁判係争中にある車両について、不具合状況の立証に必要な資料の提出を求めているが、整備工場が対応してくれないので相談にのって欲しい。
- 経緯について、一年前、新車購入後一週間程して下回りから異音がすることから販売店（二次代理店）に修理依頼を行い、販売店から当該車両販売元（県外ディーラー）ではない県内の別ディーラーのサービス工場（認証工場）に移送され、異音が確認されたので異音発生源の探求作業を行っていたが、点検半ばに、販売店（県外ディーラー）より販売元で責任もって対応させてもらいたいとの要望があり、販売店（県外ディーラー）のサービス工場に移送されてしまった。販売店（県外ディーラー）のサービス工場では異音の発生は確認されず、症状の再現が出来ていない模様。相談者は不具合車両の受け取りを拒否しており、信販会社から車両の引取り及び割賦支払いの裁判を起こされ、受け取り拒否の証として車両不具合の根拠に書面（異音修理のための具体的な作業内容等が記載された書面）を必要とのこと。なお、相談者には部品発注書の写し（相談窓口で確認の結果、分解整備記録簿の写し）が手渡されていた。

### 【対応】

事業場（県内ディーラーのサービス工場）確認後、相談者へ。異音発生の原因を追及するため、可能性が疑われる装置の何点かの部品を交換した覚えが有ること。書面を作成した物については、開示したいが社内の了解を得なければならないので、確約は出来ない。先に分解整備記録簿（写し）は交付済みであること。作業途中で移送されてしまったため、原因の探求には至っていないこと。当事業場での作業内容に限られる範囲について、社内で前向きに検討すること。

後日、作業内容で確認できた項目については書面により交付される。なお、装置内容を弁護士等に説明のために必要とのことから、分解整備記録簿の位置付け及び内容の説明を行い、ブレーキ関係の構造概要の参考図を送付する

## 整備インフォメーション

Vol.25

### トリブチルアミン含有のブレーキフルードの取り扱い

#### ■内 容

厚生労働省では、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令を公布し、新たにトリブチルアミン（C A S番号 1 0 2 -8 2 -9）及びこれを含有する製材を毒物に指定して、平成24年10月1日から施行されています。

毒物及び劇物指定令に指定された物質及びこれを含有する製剤は、製造、輸入、販売、取り扱いなどが、厳しく規制されており、今回指定されましたトリブチルアミンが、一部のブレーキフルードの防錆剤用途等で使用されているとの情報がありました。

#### ・ トリブチルアミンの含有の判別

ブレーキフルード等の購入先より「科学物質安全データシート（M S D S）」を取り寄せ  
トリブチルアミンの含有を確認する。

#### ・ トリブチルアミン含有のブレーキフルードの取り扱い

（1）「科学物質安全データシート（M S D S）」で、トリブチルアミンの含有が判明した場合は、ユーザーへの販売を中止し、ブレーキフルード購入先に連絡して対応等を確認する。

（2）24年10月1日以降も「トリブチルアミン」が含有されている商品（ブレーキフルード等）を販売及び販売目的の店頭展示を行う場合は、「毒物劇物取扱責任者の設置」及び「毒物の譲渡手続き」等の法令に則った対応が必要になりますのでご注意願います。

※日本自動車整備商工組合連合会で取り扱っております整商連ブランドの  
「B P Brake Fluid DOT 4」及び「プロテクノ ブレーキフルードDOT 3、4」  
にはトリブチルアミンが使用されておりませんのでご安心ください。